

info  
**03**

# 人間ドック・脳ドックの助成

～市民の健康を守るために、受診しやすい環境を整備します～

▷同一年度内の受診はいずれか一つ、1回限りの助成\*となります。

▷脳ドックは、市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した場合も助成の対象となります。



ドック受診後、医療機関の窓口で全額費用を支払い、受診結果が届いたら申請してください。

**申請期限** 令和9年**3月31日**(水)

※令和9年3月に受診予定で、受診結果が3月中に手元に届かない見込みの方はご連絡ください。

\* 人間ドック(日帰りドックまたは宿泊ドック)と脳ドックを同時に受診した際は、人間ドックの費用が助成の対象となります。

## 国民健康保険の被保険者

### ■助成対象

- 満40歳以上で、次の全ての要件に該当する方
- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属し、市税などを滞納していないこと
  - (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において**市の特定健康診査を受けていないこと** (脳ドックについてはこの限りではありません)
  - (3) 受診結果(コピー)を市に提出することに同意していること

### ■手続きに必要なもの

- ①ドック費用の領収書
- ②受診結果(原本)
- ③助成金を受け取るための世帯主名義の口座内容が確認できるもの(世帯主以外の口座への振り込みを希望する場合は、委任状が必要です)
- ④特定健康診査の受診券(手元にある方のみ、裏面の質問票を記入し持参してください)

## 後期高齢者医療の被保険者

### ■助成対象

- 次の全ての要件に該当する方
- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属し、後期高齢者医療保険料や市税などを滞納していないこと
  - (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において**市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けていないこと** (脳ドックについてはこの限りではありません)
  - (3) 市の国民健康保険事業による人間ドックなどに係る費用の助成を受けていないこと
  - (4) 受診結果(コピー)を市に提出することに同意していること

### ■手続きに必要なもの

- ①ドック費用の領収書
- ②受診結果(原本)
- ③助成金を受け取るための本人の口座内容が確認できるもの(本人以外の口座への振り込みを希望する場合は、委任状が必要です)

## 助成金額

- ①領収書記載の金額が右表の基準額を超えた場合は、上限額
- ②領収書記載の金額が右表の基準額を超えない場合は、領収書記載の金額の2分の1に相当する額(百円未満切り捨て)

種別	基準額	助成割合	助成上限額
①人間ドック(日帰り)	40,000円	2分の1	20,000円
②人間ドック(宿泊)	70,000円		35,000円
③脳ドック	44,000円		22,000円

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)